

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の中小企業者の皆様へ 中小企業経営継続支援給付金のお知らせ

一関市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の事業者を対象に、事業継続の一助としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

対象者

①～③全てに該当

①市内の中小企業者※¹

- ・法人は、市内に事業所や店舗があり、事業を営んでいること
- ・個人事業主は、市内に住所があり、事業を営んでいること

②令和2年4月から6月のいずれかひと月の売上が、前年同月と比較して30%以上50%未満減少している事業者

③令和2年4月1日時点で創業していること

※¹対象となる中小企業者について…中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

給付金額

一律10万円(1事業者1回限り)

申請書類

①中小企業経営継続支援給付費交付申請書

②確定申告書類の写しなど

③令和2年4月から6月のうち、売上げが前年同月比30%以上50%未満減少した月の帳簿などの写しと、その減少月と比較する前年同月比の売上げが分かる帳簿などの写し

④法人または申請者名義の口座通帳(金融機関、支店、口座番号および名義人のカナ表示の箇所)の写し

⑤事業所所在地や事業の内容が確認できる書類の写し

⑥本人確認書類

※⑤と⑥は個人事業者だけ提出

※詳しくは、「申請の手引き」4、5ページに記載しています。

※申請書は、市のホームページ、一関商工会議所のホームページからダウンロードできます。また、一関市役所2階 新型コロナウイルス感染症対策本部(経営支援班)、各支所産業建設課、一関商工会議所本所及び各支所に配置しています。

申請期間

令和2年5月18日(月)から令和2年7月31日(金)

《裏面もご覧ください》

申請方法

原則郵送での提出（提出先は裏面に記載）

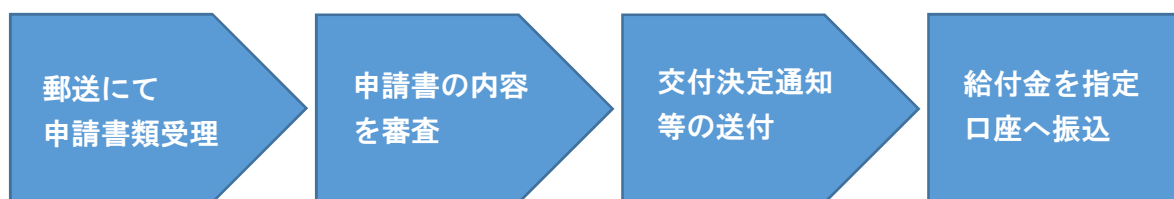
- ・封筒の表面に「事業継続給付金申請書在中」と朱書きしてください。
 - ・申請書類一式を封筒に入れて、切手を貼って投函してください。郵送料は申請者の負担となります。
- ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、市役所（支所）の窓口に直接持参することをご遠慮願います。

●申請書類提出先

【郵送先】

〒021-8501 一関市竹山町7-2 一関市役所内
新型コロナウイルス感染症対策本部（経営支援班）宛

●申請から給付金交付までの流れ



2週間から3週間

- ・申請書類に不備があった場合は、内容確認や審査に時間がかかり、給付金の振込みまでに時間をいただくことになります。
- ・必要に応じて、記載内容等について確認することもあるほか、提出していただいた資料で交付要件を確認できない場合などは、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ・対象者の要件に該当とならない場合も、その旨通知いたします。

●その他

この給付金は、所得税法上「事業所得等」に該当し、事業収入のその他収入になります。所得税等は、必要経費や所得控除を差し引いた残額で計算されます。

申請書提出にあたっては、申請の手引きや申請書記入例、申請書裏面の添付書類チェックシートをご確認ください。

【お問合せ先】

一関市新型コロナウイルス感染症対策本部（経営支援班）
〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号
電話：(0191) 21-8730（ダイヤルイン）